

平成28年度

藤沢市家庭的保育事業等指導監査

実施結果報告書（概要版）

（平成29年6月）

藤沢市子ども青少年部

子育て企画課 総務・企画担当

1 指導監査の概要

(1) 基本方針

家庭的保育事業等を行う事業所に対し「児童福祉法」及び「藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）」等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導や助言を行うことにより、適正な事業運営の確保を目的として実施する。

(2) 重点事項

ア 防災対策

実態に応じた防災計画を立て、避難訓練及び消火訓練を月1回以上実施し、その結果が適切に記録・保管されているか。

イ 設備の基準及び職員配置基準の遵守

基準条例に定める設備の基準を満たしているか、職員配置基準における職員の数及び資格等を満たしているか。

(3) 実施状況

児童福祉法及び基準条例に基づく平成28年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況は、表1のとおりです。市で認可した全ての家庭的事業及び小規模保育事業（10事業者、14事業所）について、実地にて一般指導監査を実施しました。なお、特別指導監査を実施した例はありませんでした。

表1 「平成28年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況」

指導監査実施日	施設名称	事業区分
平成29年3月13日	保育ルーム フロール	小規模保育事業A型
平成29年3月14日	どれみちやいんど保育室	小規模保育事業A型
平成29年3月15日	さくら保育室	家庭的保育事業
平成29年3月15日	ばんび保育室	家庭的保育事業
平成29年3月16日	K I R A ☆ K I R A ☆ R O O M	家庭的保育事業
平成29年3月16日	マシュマロ保育園	小規模保育事業A型
平成29年3月17日	湘南クレヨン保育園	小規模保育事業A型
平成29年3月17日	きっずワン メイト保育園	小規模保育事業A型
平成29年3月17日	きっずワン フレンズ保育園	小規模保育事業A型
平成29年3月27日	湘南台よつば保育園	小規模保育事業A型
平成29年3月27日	ちゅうりっぷ保育室	家庭的保育事業
平成29年3月28日	藤沢よつば保育園第一	小規模保育事業A型
平成29年3月28日	藤沢よつば保育園第二	小規模保育事業A型
平成29年3月28日	どれみチャイルドくらぶ	小規模保育事業A型

2 指導監査の結果

(1) 主な指摘事項等

平成28年度の指導監査において改善を要する事項として指摘を行った項目と指摘件数は、表2のとおりです。

表2 「指摘事項と指摘件数」

項 目	指摘件数	
	文書指摘	口頭指摘
検食について	2件	2件
避難訓練及び消火訓練について	0件	6件
保育の計画について	0件	2件
苦情解決体制について	0件	2件
事業所全体の運営について	0件	1件
合 計	2件	13件

(2) 指摘事項となった事例

ア 検食について

基準条例第14条に定める、感染症又は食中毒の発生及びまん延防止のために必要な措置（試食及び保存）が適切に行われていない事業所がありました。試食については、給食を子どもに提供する前に施設長等が行う必要があります。また、保存については、給食については適切に行われていましたが、それ以外のお茶やミルク等も含めて、子どもに提供する全ての飲食物について適切に行う必要があります。

試食については、検食簿を備え、実施した記録をとるように、保存については、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日、衛食第85号別添）を参考にして、適切な保存と記録を行うように指導しました。

イ 避難訓練及び消火訓練について

基準条例第7条に定めるとおり、毎月1回以上、訓練を実施していない事業所がありました。また、消火訓練の中で、消火器を出火想定場所に向けて構えたり、水消火器を使用したりといった模擬訓練を行っていない事業所がありました。

訓練の頻度については、毎月1回以上漏れなく実施し結果を記録するように、消火訓練については、施設の状況に合わせた模擬訓練の実施方法について、最寄りの消防署や出張所等に相談するように指導しました。

ウ 保育の計画について

保育所保育指針第4章においては、保育の計画のうち、指導計画について、「保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画」を作成する

こととされていますが、年間指導計画しか作成されていない事業所がありました。
年間指導計画だけではなく、月間や週間といった短期的な指導計画も作成するよう指導しました。

エ 苦情解決体制について

基準条例第21条に定める保護者等からの苦情受付体制について、苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置として、窓口や第三者委員等が保護者等へ適切に周知されていない事業所がありました。

苦情受付体制については、文書による通知、又は施設内の見やすい位置に掲示等を行うように指導しました。

オ 事業所全体の運営について

保育時間について、認可変更の手続をとらずに、認可時に定めた時間よりも前から子どもを預かっている事業所がありました。

預かり時間を認可時間内とするか、認可変更の手続をとるよう指導しました。

(3) 全体の評価と課題

本年度の家庭的保育事業等指導監査では、事業所において実施すべきものや作成すべき資料等について、概ね取り組まれてはいるものの、頻度や内容等が不十分又は不適切といった状況が散見されました。例えば、避難訓練及び消火訓練について、事業所ごとに毎月1回以上（年間12回以上）実施することとされていますが、年間で11回しか実施されていなかったり、指導計画について、長期計画と短期計画を作成することとされていますが、長期計画しか作成されていなかったりといったことがありました。

全体の評価としては、法令等に定める基準について、「不十分又は不適切」といった指摘が極力少なくなるよう、保育サービスの提供者として、改めて高い意識をもって保育に当たることが望まれます。

今後の課題としては、家庭的保育事業者等においては、比較的小規模であり、従事する職員の数も決して多くはない環境の中で、それぞれの事業所が工夫を凝らし、良質な保育サービスの提供に努めていただいておりますが、事業所や保育従事者による自己評価又は振り返り等の実施により、恒常的な保育の内容及び質の改善に取り組んでいただきたいと考えております。また、家庭的保育事業等に対して指導する立場にある本市としましても、事業者に対して引き続き積極的な情報発信を行い、法令等に定める基準の遵守を支援してまいりたいと考えております。

以 上